

東京都都市計画審議会運営規則

昭和 四十四年十一月二十四日 議決
改正 昭和六十年 二月二十二日議決
改正 平成 三年 七月 十九日議決
改正 平成十一年 十月 二十日議決
改正 平成十一年十二月二十二日議決

(趣 旨)

第一条 この規則は、東京都都市計画審議会条例（昭和四十四年東京都条例第二十四号）第九条に基づき、東京都都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第二条 会長は、審議会を招集しようとするときは、やむを得ない場合のほか、招集期日の三日前までに、議案を添えて、日時及び場所を委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員に通知しなければならない。

(欠 席)

第三条 委員、臨時委員及び専門委員は、前項の規定による招集の通知を受けた場合において事故のため出席できないときは、あらかじめ、その旨を会長に申し出なければならない。

(代理出席)

第三条の二 条例第二条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる委員が事故のため出席できないときは、当該委員を代理する者が会議に出席し、審議会の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員はあらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により代理することができる者は、次の表の上欄に掲げる委員につき、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

条例第二条第一項 第二号に掲げる委員	当該委員の所属する行政機関における課長職相当以上の者
条例第二条第一項 第三号に掲げる委員	当該委員が他の特別区及び市町村の長のうちからあらかじめ指名した者
条例第二条第一項 第五号に掲げる委員	当該委員が他の特別区及び市町村の議会の議長のうちからあらかじめ指名した者

(議 席)

第四条 委員、臨時委員及び専門委員の議席は、あらかじめ、会長が定める。

(議事日程)

第五条 議長は、議案の審議順序等を記載した議事日程を作成し、委員、臨時委員及び専門委員に配付するものとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、議案の審議順序を変更することができる。

(議事の順序)

第六条 議事は、次の順序により行うものとする。

- 一 議題の宣言
- 二 議案の説明
- 三 質疑応答
- 四 討論
- 五 採決

2 議長は、議案の内容により特に支障がないと認めるときは、前項第二号の規定による議案の説明につき、出席委員のすべての同意を得てその全部又は一部を省略することができる。

(専門委員)

第七条 専門委員は、会議に出席し、議長の許可を得て、又は議長の求めに応じて、意見を述べ、又は説明することができる。

(委員等以外の者の出席)

第八条 会長は、必要があると認めるときは、委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(発言の制止等)

第九条 議長は、議事の整理上必要があると認めるときは、発言を制止し、又は議事を中止することができる。

(退 席)

第十条 委員、臨時委員及び専門委員は、開会中退席しようとするときは、その旨を議長に申し出なければならない。

(会議の公開)

第十一条 審議会の会議は、これを公開する。ただし、別に定める場合には、非公開とすることができる。

2 前項ただし書きに関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

(議 事 録)

第十二条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- 一 審議会の開催年月日
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員等の氏名
- 三 議事日程
- 四 議事の内容
- 五 その他審議会の経過に関する事項

2 議事録には、議長及び議長が指名する委員が署名するものとする。

3 議事録は、これを公開する。ただし、東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号) 第七条各号に該当するときは、この限りでない。

(常務委員会)

第十三条 第二条から前条までの規定は、常務委員会に準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「常務委員会」と、「委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員」及び「委員、臨時委員及び専門委員」とあるのは「常務委員会に属する委員」と読み替えるものとする。

(特別委員会)

第十四条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、その議決により、特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 特別委員会に委員長を置き、特別委員会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 委員長に事故があるときは、特別委員会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

5 特別委員会は、委員長が招集する。

6 特別委員会は、特別委員会に属する委員及び臨時委員の二分の一以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 委員長は、会議の議長となる。

8 特別委員会の議事は、出席した特別委員会に属する委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 委員長は、特別委員会の調査審議が終了したときは、調査審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。

10 第二条から第四条まで、第六条及び第八条から第十二条までの規定は、特別委員会に準用する。この場合において、「会長」とあるのは「委員長」と、「審議会」とあるのは「特別委員会」と、「委員並びに当該議事に関係のある臨時委員及び専門委員」及び「委員、臨時委員及び専門委員」とあるのは「特別委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(雑 則)

第十五条 この規則に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、議決の日から施行する。

附 則

この規則は、議決の日から施行する。(注・第十二条第二項及び第三項を追加)

附 則

この規則は、議決の日から施行する。(注・第三条の二及び第六条第二項を追加)

附 則

(施行時期)

1 この規則は、議決の日から施行する。(注・第十一条第一項及び第十二条第三項を改正、第十一条第二項を追加)

(経過措置)

2 東京都情報公開条例(平成十一年東京都条例第五号)の公布の日前に開催された会議に係る議事録については、この規則による改正前の東京都都市計画地方審議会運営規則第十二条第三項の規定

は、この規則の施行の日後も、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第十二条第三項ただし書については、平成十二年一月一日から施行する。（注・題名、第一条及び第十二条第三項を改正）